

提案書評価基準

【評価方法】

各評価点は3段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点を満点とし、10点：優れている、5点：普通、1点：劣る、とする。
 なお、評価項目3のいずれかの項目において評価委員全員がC（1点：劣る）をつけた事業者は選定しないこととする。

評価項目	評価の着目点	評価			配点	評価	評価点	コメント
		A（10点）	B（5点）	C（1点）				
1 実施体制・業務実績に関する視点								
(1) 従事スタッフの構成・人数など	事業に必要な経験・専門性がある担当者が配置され、連携体制がとれる構成・人数となっている。	当該分野に経験豊富なスタッフが十分にそろっており、信頼性の高い事務局運営が期待できる。	事業実施に支障がない体制が整えられている。	事業実施にあたり当該分野に経験のあるスタッフがおり、実施体制に不安がある。	10			
(2) 業務の受託実績	SDGs・脱炭素に係る業務の実績があり、その事業内容や手法が評価できる。	本業務を遂行できる極めて豊富な実績等を有している。	本業務を遂行できる実績等を有している。	本業務を遂行できる業務の実績とはいえない。	10			
	青少年育成イベント（参加者100人以上）に係る実績があり、その事業内容や手法が評価できる。	本業務を遂行できる極めて豊富な実績等を有している。	本業務を遂行できる実績等を有している。	本業務を遂行できる業務の実績とはいえない。	10			
2 業務実施方針に関する視点								
(1) 業務目的・内容の理解度	本事業の目的・目標を十分に理解し、提案者の知見が反映された意欲的な提案内容となっている。	的確に理解しており、検討が十分になされている。	妥当なレベルで理解され検討されている。	よく理解されておらず、検討が不十分。	10			
	緑区の地域特性や強みなどを理解した提案内容となっている。	的確に理解しており、検討が十分になされている。	妥当なレベルで理解され検討されている。	よく理解されておらず、検討が不十分。	10			
(2) 業務実施方針の妥当性	事業の趣旨を理解し、求められる成果達成のための有効な業務実施方針がたてられている。	優れた方針が立てられている。	妥当な方針が立てられている。	方針が不適切である。	10			
3 提案内容に関する視点								
(1) 本イベントへの協力・連携予定先となる企業等の数及びそれらの企業等から学ぶことができるSDGsの番号、SDGs学習に係る充実度	委託業務の遂行に寄与できる豊富なネットワークを有している。	極めて豊富なネットワークを有している。	妥当なネットワークを有している。	ネットワークが不足している。	10			
	連携・協力先企業から得られるSDGs・脱炭素の取組が委託業務に有益である。	極めて有益な取組を有している。	妥当な取組を有している。	取組が不適切である。	10			
	既存のネットワークに限らず、今後ネットワークを拡大していく見込みがある。	今後ネットワークを拡大していく見込みが非常に高い。	今後ネットワークを拡大している見込みが十分にある。	今後ネットワークを拡大している見込みがない。	10			
(2) 子どものまちに店舗を予定する店舗の内容と店舗数	委託業務の目的を十分に理解し、達成に必要な店舗数と内容の構成になっている。	イベントを盛り上げ、かつ目的達成に必要な店舗数と内容の構成になっている。	目的達成に十分な店舗数と内容の構成になっている。	店舗数と内容の構成が不十分である。	10			
	これまでの子どものまちづくりイベントから必要な店舗の特性を踏まえ、目標達成に向けた内容となっている。	優れた提案がなされている。	妥当な提案がなされている。	期待されるレベルの提案がなされていない。	10			
(3) 実行委員会の内容と開催回数	計画性及び実行性をもった回数であり、事業内容を踏まえた内容となっている。	優れた提案がなされている。	妥当な提案がなされている。	期待されるレベルの提案がなされていない。	10			
(4) イベント当日の全体イメージ	イベント全体のイメージがつかめており、子どものまちづくりイベントの特性が出ている。	優れた提案がなされている。	妥当な提案がなされている。	期待されるレベルの提案がなされていない。	10			
	イベント全体イメージが目標を達成できる内容になっている。	優れた提案がなされている。	妥当な提案がなされている。	期待されるレベルの提案がなされていない。	10			
					小計（満点：140点）			

評価項目（加算項目）	評価	配点	評価	評価点	コメント
企業としての取組に関する視点（ワークライフバランスに関する取組）					
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出している。	【評価方法】 各計画や法律等に基づき、届出、取得、認定等を受けている場合は加算	1			
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出している。		1			
次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）を取得している。		1			
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）を取得している。		1			
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得している。		1			
よこはまグッドバランス賞の認定を取得している。		1			
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成（従業員43.5人以上）、または障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人未満）。		1			
健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、または、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を取得している。		1			
		小計（満点：8点）			
		合計（満点：148点）			